

平成28年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成28年 6月20日(月) 開会 午前10時 1分
閉会 午後 0時21分

場所 第3委員会室

出席委員 柿沼トミ子委員長

須賀敬史副委員長

内沼博史委員、永瀬秀樹委員、諸井真英委員、荒川岩雄委員、長峰宏芳委員、
田並尚明委員、美田宗亮委員、菅原文仁委員、権守幸男委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部参事兼副部長、上木雄二税務局長、
和栗肇契約局長、小野寺亘人事課長、根岸章王職員健康支援課長、
山崎高章文書課長、三須康男学事課長、坂本泰孝税務課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、澁澤陽平管財課長、川崎弘貴統計課長、
山崎さおり総務事務センター所長、益城英一行政監察幹、山田隆弘入札課長、
寺井誠一入札審査課長、北田健夫技術評価幹、大久保修次県営競技事務所長

縄田敬子秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、藤岡麻里任用審査課長

[県民生活部関係]

稲葉尚子県民生活部長、山崎仁枝県民生活部副部長、
中川典之県民生活部副部長、久保正美スポーツ局長、
松本晃彦参事兼防犯・交通安全課長、細野正広聴広報課長、
影沢政司共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、
秋葉直明県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、小池要子国際課長、
岩崎寿美子青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、
西村実ラグビーワールドカップ大会課長、
清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、堀光美知子男女共同参画課長、
山本好志消費生活課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第85号	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第88号	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県税条例等の一部を改正する条例)	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査（総務部関係）
職員の執務環境について

報告事項（県民生活部関係）

- 1 指定管理者に係る平成27年度事業報告書及び平成28年度事業計画書について
- 2 1万人のゴールド・シアター2016について

【付託議案に対する質疑】

永瀬委員

第85号議案について伺う。

- 1 法人県民税法人税割の税率引下げや法人事業税の税率の引上げ、地方法人特別税・譲与税の廃止によって、本県の税収にはどのような影響が出るのか。
- 2 自動車取得税の廃止による本県の税収への影響額はどのくらいか。また、環境性能割の創設による影響額はどのくらいか。
- 3 グリーン化特例の期限延長がなされるが、軽課及び重課の適用台数とそれによる影響額はどのくらいか。

税務課長

- 1 平成26年度決算ベースで、法人県民税法人税割の税率引下げによる本県の税収への影響額は約104億円の減収、法人事業税の税率引上げにより約522億円の増収、地方法人特別税・譲与税の廃止により約776億円の減収を見込んでいる。
- 2 自動車取得税の廃止による本県の税収への影響額は、平成28年度の当初予算ベースで約67億円の減収を見込んでいる。また、自動車税の環境性能割の創設により、平成26年度決算ベースで約39億円の増収を見込んでいる。
- 3 賦課期日である平成28年4月1日現在において、主たる定置場所が埼玉県内にある車の課税台数は235万3,769台である。そのうち、軽課の適用台数は11万6,518台、影響額はマイナス29億8,224万円、重課の適用台数は42万2,000台、影響額はプラス22億4,294万円である。

永瀬委員

第85号議案について更に伺う。

- 1 法人県民税法人税割の税率引下げによる本県の税収への影響額はかなり大きいように思うが、地方交付税を含めどのような影響があるか。
- 2 自動車税のグリーン化特例に関連して、燃費不正問題により燃費基準そのものが揺らいでおり社会的な問題となっていることについて、県としてどのような対応を考えているか。

税務課長

- 1 法人県民税法人税割の税率引下げにより約104億円の減収となるが、地方交付税が約76億円の増となり、合計すると約28億円の減と試算している。
- 2 国土交通省において正しい燃費を調べるために試験を行っており、今月中に結果が公表されることとなっている。本件は社会問題化しており、総務省でも国土交通省の調査の結果に基づいて今後の対応を決めることとなっている。今の時点では明確な回答はできないが、税金を取り損なっている部分があるのであればしっかりと徴収するなど適切に対応する。

村岡委員

- 1 第85号議案について、法人県民税の税率変更の理由は、税源偏在を是正するためと

のことだが、国においてはどのような所でどのような形で示されたか。

- 2 地方法人税の概要の図表について、一番左の創設前には国税部分がないが、法人住民税法人税割の中に地方交付税の財源はなかったと解釈してよいか。
- 3 法人住民税法人税割の税率引下げにより市町村の法人住民税法人税割も減収となるが、市町村の法人住民税法人税割の減収に対する補填措置について説明願いたい。
- 4 第88号議案について、法人事業税の付加価値割と資本割が外形標準課税ということではよいか。また、外形標準課税とはそもそも何か。黒字法人、赤字法人に関係なく外形標準課税の対象となるのか。
- 5 外形標準課税の付加価値割は1.2%へ、資本割は0.5%へ引き上げ、所得割は3.6%へ引き下げるという改正だが、引き上げ、引き下げを合わせて企業の負担額は増えるのか減るのか。モデルケースを想定したシミュレーションをしていると思うので税の負担額が結果的にどうなるか金額で示してほしい。

税務課長

- 1 平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、地方法人課税の偏在是正の項目の1番目に法人住民税法人税割の税率の改正についての記述がある。また、平成28年1月20日に開催された全国都道府県税務主管課長会議の場で、総務省から、地域間の税源の偏在を是正し財政力格差の縮小を図るためと説明されている。
- 2 地方法人税の創設前は、法人住民税法人税割は地方交付税の財源ではなかった。
- 3 暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度が廃止されるとともに、市町村税である法人住民税法人税割の税率も引き下げられたことから、減収となる。地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設された。この制度による交付額は都道府県の法人事業税額の100分の5.4である。
- 4 付加価値割と資本割の部分が外形標準課税部分である。外形標準課税とは、法人の利益に着目するのではなく、資本金など外形から客観的に判断できる基準を基にして税額を算定する課税方式である。法人事業税は法人が事業活動によって行政から受けるサービスの対価として課税されるもので、外形標準課税は事業活動の規模を反映しており、応益性の観点から税負担の公平性を確保している。
- 5 黒字法人の売上げが5億円、赤字法人の売上げが3億円、共通の前提条件として、人件費が2.5億円、資本金1.5億円、事業開始が平成28年4月のモデルで試算した。その結果、黒字法人が138万円の負担減、赤字法人が174万円の負担増となる。負担増には制度上の配慮があり、事業規模が一定以下の法人に対しては、負担の軽減措置を講ずることとなっている。モデルケースによる赤字法人の初年度負担は、軽減措置を講ずることにより174万円から66万円に圧縮される。

村岡委員

- 1 第85号議案について、地域間の税源偏在が起こった理由について県としてどのように認識しているか。また、地方税の一部を国税化して地方交付税の原資とする部分の割合を増やす改正であり、地方交付税の財源を地方自治体に負担させること自体がおかしいと思うが、県の見解はどうか。
- 2 第88号議案について、外形標準課税について政府の税制調査会はどのような見解を示しているか。また、日本商工会議所はじめ中小企業4団体の見解はどうか。

- 3 シミュレーションでは黒字法人の負担が減り赤字法人の負担が増えるという結論だが、儲けを出しているのであれば応分の負担増を求めるべきではないか。
- 4 法人事業税のうちの外形標準課税分の割合は平成27年度までは8分の3だったが、今回の改正でどうなるか。

税務課長

- 1 都道府県間において法人の集積の状況が大きく異なっており、平成25年度の法人二税で見ると最大と最小で6.3倍の開きがある。本県も偏在の是正は必要と考えている。また、地方法人税は税収の全額を地方交付税化の原資とするものであり、地方分権に反するものではないと考える。
- 2 「法人税の改革について」という税制調査会の取りまとめがあり、その中で「外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。」と記載されている。また、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業4団体は、いずれも外形標準課税の中小企業への適用拡大に反対している。
- 3 個々の法人で見た場合には負担の増減はあるが、全体としてはバランスを取った仕組みとなっている。政府の方針としては、平成28年度地方税制改正において現下の経済情勢等を踏まえデフレ脱却と経済再生を地方から後押しをするため、法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大を行うこととしたものである。
- 4 平成28年度改正において外形標準課税の割合は、8分の5となる。

村岡委員

- 1 第85号議案について、法人住民税法人税割の地方交付税原資化について、全国知事会ではどのような見解を示しているか。
- 2 平成26年度の地方交付税原資化は消費税8%への増税を踏まえたものだった。今回は消費税10%への増税を見越した措置ではないか。
- 3 第88号議案について、外形標準課税が中小企業まで拡大されれば税負担が重くなり、経営に深刻な打撃を与えることになるが、県の見解はどうか。

税務課長

- 1 全国知事会としても地方交付税原資化に賛成しているが、東京都など一部反対している団体もある。
- 2 消費税10%への税率引上げと連動しているかどうかについては、私からは明確なお答えはできない。
- 3 公平に負担していただくことが大原則であり、そういった趣旨を踏まえた税制改正であると認識している。なお、資本金1億円以下の企業に対しては外形標準課税が導入されておらず、中小企業にも配慮した制度となっている。

荒川委員

自動車取得税の廃止と自動車税環境性能割の創設について、電気自動車は高価なものである。高い車を買える人は税金が非課税で、安い車や古い車しか買えない人は高い税金を払うことになる。最後は全部電気自動車にしたいのか。電気自動車を買えない人は車を買わないで車が減ればいいのか、それとも高い電気自動車を買えということなのか。

税務課長

制度の趣旨としては環境に与える負荷を小さくしたいという国の考えがあり、そこに税制面からどうすべきかということで自動車税等の税率設定がある。環境に配慮した税制度が現行のグリーン化税制やエコカー減税である。

荒川委員

ガソリン車や古い車に高い税金を掛けることはプレッシャーになる。ガソリンだけではなく、道路も直す必要があるから税金を掛けている。ぜいたく税が必要なのではないか。ガソリン車がなくなればいいのかとしたら、高い車をみんなが買えるようにすればいいのか。

税務局長

国では新しい車の開発状況や幅広い税体系の中でのなるべく環境負荷が軽い車に少しずつ誘導していこうということで、十数年かけて現在の制度になっている。一挙には難しいが、社会全体として少しずつ環境負荷を減らす方向に進めていく中に、車体課税の制度もあると認識している。

【付託議案に対する討論】

村岡委員

第85号議案及び第88号議案について、反対の立場から討論する。

まず、第85号議案について、法人県民税の改正は、地方交付税の原資とする地方法人税の税率を上げるものである。国は、地方税である法人住民税の一部を国税である地方法人税の原資とする仕組みを導入したが、消費税増税で広がった地域間格差を、地方自治体の負担により是正することは許されない。今回の改正は、地方法人税率を再び引き上げ、地方交付税の原資として更に拡大するものであり、反対である。

次に、第88号議案について、法人事業税については資本金1億円超の企業の外形標準課税の割合を拡大し、所得税の税率は引き下げるものである。これでは黒字企業には減税、赤字企業には増税となり、最も恩恵を受けるのは黒字大企業である。加えて政府は、外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業へ拡大するつもりである。今回の改正は、大企業の法人実効税率引下げによる税收減を、赤字で苦しむ中小企業への増税で穴埋めする、その導入となるもので到底賛成できない。

以上、反対討論とする。

【所管事務に関する質問（職員の執務環境について）】

諸井委員

- 1 職員一人当たりの執務面積について法令上の基準はあるか。また、県庁の職場はその基準を満たしているか。
- 2 職場の照明の明るさや空調について法令上の基準はあるか。また、県庁の職場はその

基準を満たしているか。

- 3 職員の時間外勤務の状況はどうなっているか。
- 4 教育局では長期休暇者に占める精神疾患の割合が全体の約7割と聞いているが、知事部局等の割合はどうなっているか。精神疾患の職員は増えているのか。減っているのか。

管財課長

- 1 法令上、面積についての基準はない。事務所衛生基準規則により、屋内作業場の「気積」を10立方メートル以上としなければならないとされている。本庁については、事務所衛生基準規則による基準を満たしている。地域機関については、ほとんどの施設で基準を満たしているが、児童相談所等で基準を満たしていない。
- 2 照度については、事務所衛生基準規則において、普通の作業で150ルクス以上と定められている。また、空調については同規則において、室温10度以下の場合、暖房等を行うように、との義務があり、室温17度以上28度以下、湿度40%以上70%以下になるように努めなければならない、との努力義務が課せられている。照明、空調ともに、本庁については管財課が点検を行っており、義務となっている基準は全て満たしている。地域機関については、それぞれの庁舎管理責任者が法令に基づき必要な点検等を行うこととなっている。

人事課長

- 3 職員一人当たりの時間外勤務の実績は、平成27年度は月平均で10.6時間であった。平成26年度の10.8時間と比較して、僅かであるが減少している。また、時間外勤務が最も多かった職員の時間数は、平成27年度は932時間であった。

職員健康支援課長

- 4 長期休暇者に占める精神疾患の割合は教育局と同様で約7割である。精神疾患の長期休暇者数はここ数年右肩上がりが増加しており、平成24年度66人、平成25年度72人、平成26年度80人と推移してきたが、平成27年度は65人となり前年から15人減少した。これは、研修等を通じて精神疾患にさせない、精神疾患にかかったとしてもメンタルケアチームを組むことにより重症化させない、さらに、一度かかった人を再発させないという取組を推進している成果が出てきたのではないかと考えている。